

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画の趣旨

スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 10 条^{※1}に「市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されている。

また、地方公共団体の責務として、スポーツ基本法の基本理念^{※2}にのっとり、スポーツの施策に関し、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。

国においては、平成 27 年 10 月にスポーツ施策を総合的に推進するためスポーツ庁が設定され、平成 29 年 3 月に、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として第 2 期スポーツ基本計画が策定されている。

広島県では、県のスポーツ関連行政を総合的・一元的に推進するため、知事部局にスポーツ推進課を新設し、国の新しい計画の策定を踏まえ、平成 31 年 3 月に第2期広島県スポーツ推進計画を策定されている。

当町においても、こうした国や県の動きを踏まえ、令和 2 年 3 月に策定した第 2 次教育振興基本計画に掲げた重点施策である「スポーツの振興」をより明確化し、府中町のスポーツ推進の方向性を示すため、スポーツ推進計画を策定することとした。

※1 スポーツ基本法第 10 条

都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。))にあたっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌してその地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

※2 スポーツ基本法第2条(基本理念)

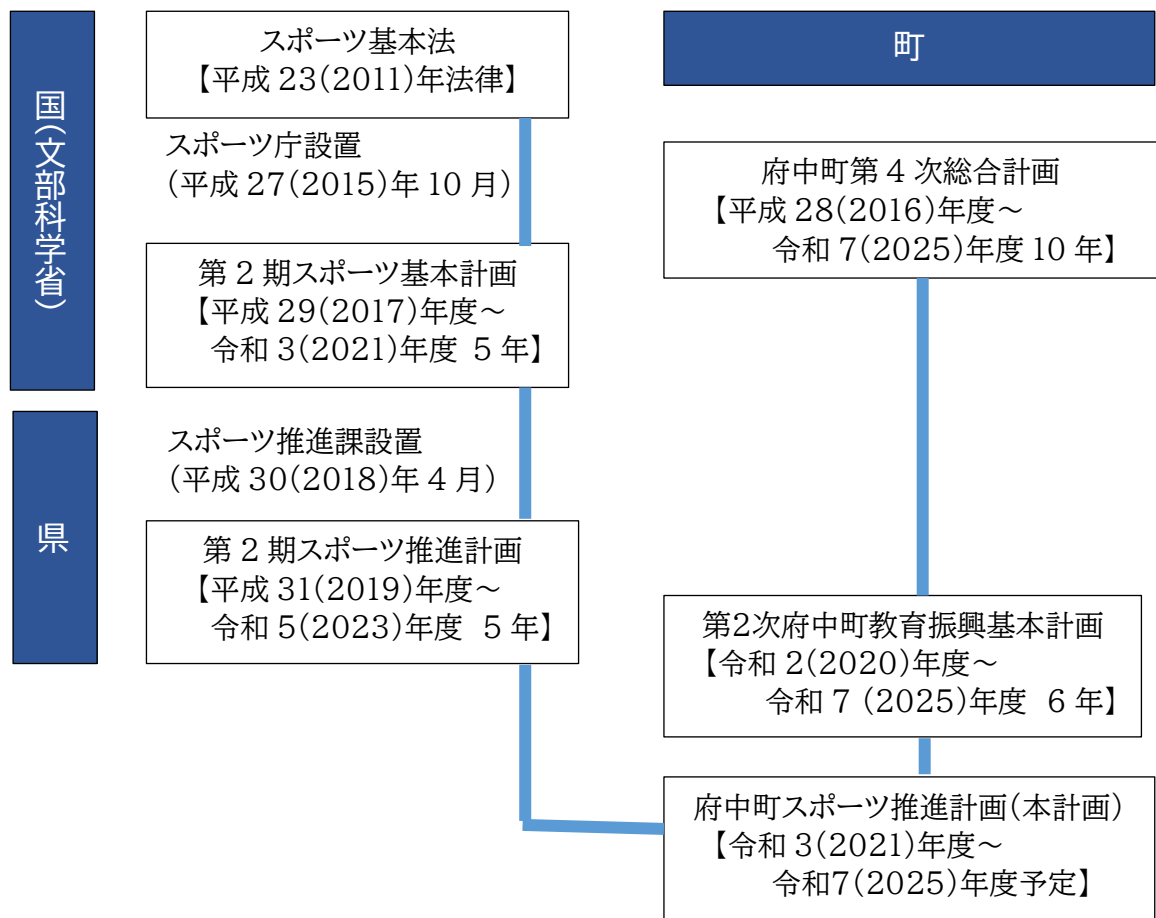
- 1 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条に基づき、広島県の第 2 期スポーツ推進計画を踏まえながら、府中町第 4 次総合計画及び第2次府中町教育振興基本計画の下位計画として位置づけ、府中町におけるスポーツ推進の基本となる計画とする。

また、本計画は、第2次府中町教育振興基本計画の示す方向性と目標値を受け、より確実な実現を目指すこととする。

図1 府中町スポーツ推進計画と他の計画との関係



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

なお、社会情勢等により、必要に応じ見直しを行う場合もある。